

## 天草市出会い応縁事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、社会的背景により、晩婚化及び未婚化が進む中、結婚活動を行う独身男女に出会いの場を提供する事業又は結婚を推進するための事業を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、天草市補助金等交付規則(平成18年天草市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、結婚のための活動を支援及び推進する天草市内に事務所又は事務所機能を有する拠点があり市内で活動し、かつ、3人以上で構成されている団体であることとする。ただし、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を目的とする団体等又は公益を害するおそれのある団体等は、補助金の交付の対象としない。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 20歳以上の独身男女に健全な出会いの機会を提供する講演会、イベント、交流会等(以下「男女交流イベント等」という。)を実施すること。
- (2) 男女交流イベント等の参加者は、原則として10人以上とする。
- (3) 男女交流イベント等の参加者は、男女同数を目標に募集すること。
- (4) 原則として、市内の施設や地域資源を活用し実施すること。
- (5) 参加者の募集は、広域的に周知し、公募とすること。
- (6) 公序良俗に反し、又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業の対象としない。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの
- (2) 他の制度による補助金等の交付を受けているもの
- (3) 交付決定時において既に事業に着手しているもの
- (4) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められるもの
- (5) 主たる目的が営利事業と認められるもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの。
- (7) その他市長が補助金を支出することにつき、不相当と認めるもの(補助対象事業)

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する事業の実施に必要な経費とし、別表に定めるものとする。ただし、事業を主催する団体に属する者に対する謝礼又は使用料は対象としない。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付は1回5万円を限度、1年度につき10万円を限度とする。  
千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書(天草市補助金等交付規則様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書(見積書等)
- (3) 団体の概要書類
- (4) そのほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書(天草市補助金等交付規則様式第2号)により代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、補助金等事業実績書(天草市補助金等交付規則様式第6号)に関係書類を添え、事業終了後速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支決算書(領収書等)
- (3) そのほか、市長が必要と認める書類

別表(第4条関係)

経費区分	内容
報償費	講師等謝礼(謝金、交通費等)
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品(景品、記念品等を除く。)
燃料費	ガソリン代等(車両等借上げの場合に限る。)
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料の印刷費、コピー代等
通信費	郵便料
広告料	新聞、テレビ、ラジオ等の広告宣伝料
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・車両賃借料、設備賃借料等
その他	市長が必要と認める経費

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。